

特別養護老人ホーム 高瀬荘 ご利用料金表

平成 27 年 8 月 1 日現在

介護サービス費

介護サービス費の利用者負担は、保険給付対象額の自己負担割合、食費・居住費（滞在費）は自己負担限度額に応じた額となります。

要介護度	保険給付対象額			居住費（滞在費）		食費
	施設サービス	短期入所		従来型個室	多床室	
		従来型個室	多床室			
要支援 1	—	4,330	4,380	320	0	300
要支援 2	—	5,380	5,390			
要介護 1	5,470	5,790	5,990	420	370	390
要介護 2	6,140	6,460	6,660	820	840	650
要介護 3	6,820	7,140	7,340	1,150		1,380
要介護 4	7,490	7,810	8,010			
要介護 5	8,140	8,460	8,660			

平成 12 年 3 月 31 日以前よりご利用の方の介護サービス費

現時点では経過措置中の為、旧措置時代の費用徴収額を上回らない金額とし、保険者が認定した額となります

基本料金の減免措置

社会福祉法人減免措置	当施設は「社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担減免措置事業」の対象施設です。出身市町村に申請する必要がありますのでご相談ください。	
高額介護サービス費	生活保護者被保護者等	15,000 円／月（個人）
	年金収入 80 万円以下等	15,000 円／月（個人）
	市町村民税世帯非課税等	24,600 円／月（世帯）
	市町村民税世帯課税等	37,200 円／月（世帯）
	現役並み所得	44,400 円／月（世帯）
高額介護サービス費は保険給付対象額の合計のみ（食費、居住費等を除く）が対象となります。		

各種介護サービス費・平成12年3月31日以前よりご利用の方の介護サービス費に実施状況等に応じて以下の加算をさせていただきます

加算項目		加算金額(単位:円/日・回)	加算の有無	備考	
初期加算		30	○	入所等後30日間に限り	
外泊時費用		246	○	6(12)日間を限度	
日常生活継続支援加算		36	○	(介護予防)短期入所は加算なし	
介護職員処遇改善加算	I・II	介護報酬の5.9%(II3.3%)	—		
	II	上記の80%			
	III	上記の90%			
看護体制加算	I口	4	○	併設型短期は加算なし	
	II口	8	○	(空床利用短期は加算)	
夜勤職員配置加算(I)口		13	○	介護予防短期は加算なし	
常勤医師配置加算		25	—	(介護予防)短期入所は加算なし	
精神科医師療養指導		5	○		
障害者生活支援体制加算		26	—		
準ユニットケア加算		5	—		
サービス提供体制加算	Iイ	18	○	日常生活継続支援加算を算定している場合は、(介護予防)短期入所のみに加算	
	I口	12	—		
	II	6	—		
	III	6	—		
看取り介護加算		144/27日・680/2日・1,280/1日	○	(介護予防)短期入所は加算なし	
個別機能訓練加算		12	△	(介護予防)短期入所は加算なし	
若年性認知症入所者受入加算		120	○		
口腔衛生管理体制加算		30/月	○		
口腔衛生管理加算		110/月	△		
在宅復帰支援機能加算		10	○		
在宅・入所相互利用加算		40	○		
退所加算	退所前後訪問相談援助加算	460	○		
	退所時相談援助加算	400	○		
	退所前連携加算	500	○		
栄養ケア	栄養ケアマネジメント加算	14	○		
	経口移行加算	28	○		
	経口維持加算	I	400/月		○
		II	100/月		○
療養食加算		18	○		
認知症専門ケア加算	I	3	—		
	II	4	—		
機能訓練指導加算		56	△	(介護予防)短期入所は加算項目	
送迎加算		184	○	(介護予防)短期入所は加算項目	
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200(7日間を限度)	○		
緊急短期受入加算		90(7~14日間を限度)	○		
若年性認知症利用者受入加算		120	○		
療養食加算		18	○		
医療連携強化加算		58	×		
在宅中重度者受入加算		421	—		介護予防短期は加算なし

黄色加算は体制への加算・○は加算又は該当、実施時に加算・△は算定条件確保時、実施又は体制に加算・—は未算定